

公立大学法人秋田公立美術大学学長特別補佐に関する規程

平成29年4月1日

規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、学長特別補佐（以下「特別補佐」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 特別補佐は、学長の定めるところにより、学長を補佐して全学的な課題の処理に当たる。

(員数)

第3条 特別補佐は、若干名とし、必要に応じて学長が置くものとする。

(選考方法)

第4条 特別補佐の選考は、大学における活動を適切かつ効果的に行うことができる能力を有する者のうちから、学長が行う。

(任期)

第5条 特別補佐の任期は、2年以内で学長が決定することとし、再任を妨げない。ただし、選考する学長の任期の終期を超えることはできない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、特別補佐に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

